

通勤手当について

1 支給の実態

通勤手当を採用している企業の割合

(%)

1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	1999年	2009年
19.3	55.3	80.2	88.5	87.9	86.6	86.3

資料出所：1950年・1960年は、労働省「給与構成調査」、1970年～1999年は、労働省「賃金労働時間制度等総合調査」、2009年は、厚生労働省「就労条件総合調査」

2 経緯

我が国の給与制度のなかに通勤手当が取り入れられるようになったのは、戦後のことである。その背景には、住宅事情のひっ迫が特に都会地において顕著で、多くの者が遠距離通勤を余儀なくされるようになり、通勤費が少なからざる負担となったという事情がある。また、昭和30年代以降の経済の高度成長期においては、不足する労働力の誘致のための施策として、この手当が用いられたという面も少なくない。それが定着して、今日においてはいずれの企業においても、欠くことのできない手当と位置づけられるに至っている。

(略)いわゆる生活関連給与といわれる給与種目の多くが戦中戦後のインフレーション期に発足したのに対して、通勤手当は民間においても昭和30年代初頭頃から一般化するに至り、(略)通勤手当の普及がこのように民間においても遅れたのは、主としてこの手当の両棲的性格に起因していると思われる。すなわち、少なくとも当初は定期券等の現物支給を中心に、福利厚生の一環として実施されていたのが、通勤費用の値上がり、労働者の募集対策上の必要性等から次第に給与上への措置へと移行したものと考えられる。

出典：森園幸男・大村厚至『公務員給与法精義（第四次全訂版）』2008、学陽書房

3 最近の支給の実態

(1) 通勤手当の支給の有無及び支給限度

(社) %

区分	計	制度あり	支給限度			
			計	金額の 上限は ない	金額の 上限が ある	その他
規模計	(211) 100.0	99.1	(202) 100.0	57.4	40.1	2.5
1,000人 以上	(59) 100.0	100.0	(57) 100.0	64.9	31.6	3.5
300人～ 999人	(75) 100.0	100.0	(72) 100.0	54.2	44.4	1.4
300人未 満	(77) 100.0	97.4	(73) 100.0	54.8	42.5	2.7

(注) 新幹線通勤を除く、公共交通機関利用の場合の金額の上限について聞いたもの

(2) 通勤手当の限度額の分布

(社) %

合計	(77) 100.0
2万円	3.9
3万5,000円	2.6
3万円	3.9
4万円	3.9
5万円	31.2
6万円	1.3
7万円	1.3
10万円	49.4
その他	2.6
平均(円)	72,917

(注) 「その他」は1万4,600円、12万5,000円が各1社

(出典) 労政時報 第3768号/2010.2.26

○ 「改正労基法への対応と諸手当に関する調査」

- 1 調査対象 全国証券市場の上場企業(新興市場の上場企業も含む。)等合計4,079社
- 2 調査時期 2009年10月23日～12月2日
- 3 集計対象 前記調査対象のうち、回答のあった211社(1,000人以上規模59社、300人～999人規模75社、300人未満規模77社)

(参考) 通勤手当の実施状況

(単位：%)

事業所規模別	正社員に実施	パートに実施	正社員、パートの どちらにも実施し ていない
総 数	85.6	65.1	4.1
1000人以上	100.0	87.8	-
300～999人	98.5	86.4	0.7
100～299人	97.2	83.0	0.5
30～99人	95.3	74.2	1.5
5～29人	83.0	62.3	4.8

資料出所：平成23年パートタイム労働者総合実態調査（厚生労働省）

(注)「貴事業所で雇用する「正社員」、「パート」の手当等の実施はどのようになっていますか。」との問に対する回答